

事務所に本格運用通知

整備局

変更審査会と3者会議

関東地方整備局は、設計変更審査会、設計・施工技術連絡会議（3者会議）を本格的に実施する

ため、出先事務所に運用方針を通知した。建設業協会など業界団体との意見交換会で示された設計図書の不備などの問題点を踏まえ、今後、本格運用していく。

発注者、施工者が一堂に会し、設計変更の妥当性や設計変更手続きに伴う工事中止の判断を審議する審査会は、原則として変更を伴うと考えられる工事はすべて対象とする。維持工事など簡易な

工事と数量精算などの変更工事は除く。

3者会議は、発注者、設計者、施工者の3者が工事着手前に一堂に会し、設計思想などの情報を共有、施工上の課題、新たな技術提案などについて意見交換することが目的。対象工事は、▽設計期間が数年に渡る工事▽新技術を採用している工事▽工期が6カ月以上で構造物を主体とする工事▽土木工事の設計審査制

度について（案）に適用する工事▽施工上の情報共有や意見交換などが必要な工事——のいずれか

に該当した場合としている。設計者の必要経費は原則として請負業務（随意契約）として扱う方針だ。

3者会議は、特記仕様書に対象工事であることを明記するとともに施工中の工事でも設計変更で仕様書を変更し、対象工事にすることができる。